

令和7年12月吉日

お客様 各位

九州ひぜん信用金庫

当座勘定払戻請求書の取扱開始等に伴う「当座勘定規定」の一部改定について

平素より九州ひぜん信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫では「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、令和8年1月5日より当座勘定専用の払戻請求書による取扱いを開始いたします。

また、当座勘定規定についても下記のとおり改定させていただきます。改定前より当座勘定のお取引をいただいておりますお客様におかれましても、改定後の規定を適用させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、令和8年3月31日をもって、手形用紙および小切手帳の発行申込の受付を終了します。

※払戻請求書は、小切手のように持参人（第三者）への払戻しには応じられません。

※規定改定日以降においても、小切手による払戻しは可能です。

記

1. 改定となる規定

当座勘定規定（一般用）

2. 改定日

令和8年1月5日

3. 改定内容

新	旧
当座勘定規定（一般用）	当座勘定規定（一般用）
第1条（当座勘定への受入れ）～ 第5条（受入証券類の不渡り）	第1条（当座勘定への受入れ）～ 第5条（受入証券類の不渡り）
第6条（手形、小切手の金額の取扱い） 手形、小切手を受入れる場合には、複記の いかににかかわらず、所定の金額欄記載 の金額によって取扱います。	第6条（手形、小切手の金額の取扱い） 手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、 複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載 の金額によって取扱います。

新	旧
<p>第7条(当座勘定からの払い戻し)</p> <p>(1) 当座勘定から払い戻しを行うときは、届出または登録の印章により、当金庫所定の払い請求書に記名押印して提出してください。または小切手を使用する方法。</p> <p>(2) 前項の払い戻しの手続に加え、当該当座勘定の払い戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払い戻しを行わないことがあります。</p> <p>削除</p> <p>第8条(支払の範囲) 引き落としの金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>第9条(支払の選択) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</p> <p>第10条(過振り) (1) 第8条にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p>	<p>新設</p> <p>第7条(手形・小切手の支払)</p> <p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>第9条(支払の範囲) (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>第10条(支払の選択) 同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。</p> <p>第11条(過振り) (1) 第9条の第1項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p>

新	旧
<p>第 1 1 条 (手数料等の引落し) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 または払戻請求書 によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。</p> <p>削除</p> <p>第 1 2 条 (印鑑等の届出)</p> <p>第 1 3 条 (届出事項の変更) (4) 当座勘定の開設等の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。</p> <p>第 1 4 条 (成年後見人等の届出)</p> <p>第 1 5 条 (印鑑照合等) (1) 手形、小切手、払戻請求書 または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により 当金庫 に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、模造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>削除</p>	<p>第 1 2 条 (手数料等の引落し) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。</p> <p>第 1 3 条 (支払保証に代わる取扱い)</p> <p>第 1 4 条 (印鑑等の届出)</p> <p>第 1 5 条 (届出事項の変更)</p> <p>第 1 6 条 (成年後見人等の届出)</p> <p>第 1 7 条 (印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により 当行 に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、模造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>第 1 8 条 (振出口、受取人記載もれの手形、小切手) ～</p> <p>第 2 0 条 (自己取引手形等の取扱い)</p>

新	旧
<p>第16条（利息）</p> <p>第17条（残高の報告）</p> <p>第18条（譲渡、質入れの禁止）</p> <p>第19条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は、第20条第2項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第2項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p>第20条（解約）</p> <p>削除</p> <p>第21条（手形交換所規則による取扱い）</p> <p>第22条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p>第23条（規定の変更） (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第21条（利息）</p> <p>第22条（残高の報告）</p> <p>第23条（譲渡、質入れの禁止）</p> <p>第24条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は、第25条第2項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第2項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p>第25条（解約）</p> <p>第26条（取引終了後の処理）</p> <p>第27条（手形交換所規則による取扱い）</p> <p>第28条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p>新設</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>